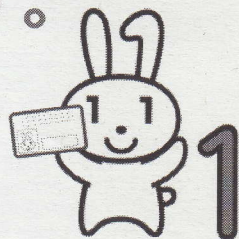


# ハローワークからのお知らせ

平成28年1月から、雇用保険の一部の届出にマイナンバーが必要となっていますが、マイナンバーの届出がない場合

- 他の行政機関等からの情報照会において、雇用保険に係る必要な情報を円滑に提供できず、手続に支障が出る場合があります。
- 番号法第14条第2項に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムからマイナンバーを取得する場合があります。

※なお、マイナンバーの届出をされた場合も、他の行政機関等からの情報照会が可能になるまでの処理に、1～2週間程度要するため、届出後間もない期間は、円滑な情報連携ができない場合があります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク